

九州北部豪雨の被害による倒壊等建物の職権滅失登記のお知らせ

この度は、平成29年7月に発生した九州北部豪雨災害により、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

法務局におきましては、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様の権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に係る業務を行っています。

今般、下記地区の全壊建物について、豪雨災害により倒壊又は流失したことを確認しています。

不動産登記法（平成16年法律第123号）においては、倒壊又は流失等により建物が滅失したときは、当該建物の所有者は、1か月以内にその滅失の登記を申請しなければならないと規定しています（同法第57条）。しかしながら、今般の豪雨災害による被害が著しく甚大であることに鑑み、福岡法務局では、登記官の職権により倒壊等建物の滅失の登記を行うこととし、被災されました皆様の負担を少しでも軽減させていただくことにしましたので、お知らせします。

つきましては、下記地区の平成29年7月に発生した九州北部豪雨災害により全壊した建物について職権による滅失登記を実施しますので、当該建物の所有者等は、福岡法務局不動産登記部門まで御連絡いただきますようお願いいたします。

おって、御不明な点等がございましたら、同様に、福岡法務局不動産登記部門まで御連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 朝倉市三奈木地区、高木地区、朝倉地区、宮野地区、松末地区、杷木地区、久喜宮地区及び志波地区
- 2 朝倉郡東峰村全域
- 3 田川郡添田町大字落合

【問合せ先】

福岡法務局民事行政部不動産登記部門

地図整備・筆界特定室

092-721-4575

平日 午前8時30分から午後5時15分まで